

大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府の広報を推進するため、大阪府キャラクター広報方針に基づき、大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 もずやん 大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんをいう。
- 二 イラスト等 もずやん又はもずやんの家族（以下「もずやん等」という。）のイラスト、写真、その他の図画、名称、音源及び動画をいう。
- 三 グッズ等 有償又は無償で配布、使用又は閲覧その他の用に供する物品、媒体その他のものをいう。
- 四 コンテスト等 大阪府が実施する公募型のイラストコンテスト、作品募集その他これらに類する企画であつて、応募要項その他大阪府が別に定める要領に基づき実施するものをいう。

(使用の承認等)

第3条 グッズ等にもずやん等のイラスト等を使用しようとする者は、その使用につき、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 放送又は報道を業として行う者が放送又は報道の用に供しようとする場合
- 二 大阪府もずとも要綱第4条及び第5条の規定により使用する場合
- 三 もずやんが出演するイベント等に係る広報物に使用する場合
- 四 大阪府が実施するコンテスト等において、当該コンテスト等の応募要項その他大阪府が別に定める要領に基づき使用する場合
- 五 その他、知事が必要と認める場合

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪府もずやん等イラスト等使用承認申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）を当該使用の2か月前までに知事に提出しなければならない。

3 前項の使用申請書には、申請者（申請者が法人である場合はその役員を含む。以下同じ。）が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号から第4号までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しない旨の誓約を行い、その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(承認の基準)

第4条 知事は、前条第1項の承認の申請があつた場合において、次に掲げる基準に適合するときは、同項の承認をするものとする。

- 一 大阪府政の広報の推進に資するものであり、かつ、もずやん等のイラスト等の使用の目的、方法、期間及び態様が、知事が別に定める大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんイラスト等使用指針（以下「イラスト等使用指針」という。）に適合していると認められること。
 - 二 次の基準をすべて満たしていること又はもずやんを出演させようとするイベント等が、大阪府、大阪府の委員会又は委員の後援名義の使用の承認を受けていること。
- イ 申請者が、大阪府広告事業要綱（平成17年3月8日制定）第3条第2項に基づき知事が定める大阪府広告事業掲載基準（以下「広告基準」という。）2（1）から（7）まで及び（9）

のいずれにも該当しないこと。

ロ もずやん等のイラスト等を使用しようとするグッズ等が、広告基準3各号((12)ウを除く。)のいずれにも該当しないこと。この場合において、同(6)中「意見広告」とあるのは「意見を主張するもの」と、同(7)中「氏名広告」とあるのは「氏名を周知するもの」と、同(8)中「当該広告」とあるのは「当該グッズ等」と、同(10)中「広告する商品等」とあるのは「グッズ等」と、同(12)中「掲載する広告」とあるのは「グッズ等」と、「広告事業」とあるのは「広報」と読み替えるものとする。

三 申請者が、暴力団等に該当しないこと。

四 第9条第1項の取消しを受け、又は第8条の是正等の求めに応じずに第5条第3項の届出をした者であって、当該取消し又は当該届出の日から3年を経過しないものでないこと。

五 過去に承認を受けずにもずやん等のイラスト等を使用した者でないこと。

六 過去に偽りその他不正の手段により承認を受けた者でないこと。

七 もずやん等のイラスト等の使用に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 知事は、前条第1項の承認をしたときは、その旨を申請者に対して書面により通知するとともに、もずやん等のイラスト等のデータ（以下「データ」という。）を提供するものとする。

3 前条第1項の承認の期間は、2年を超えない範囲内で行うものとする。

（変更の承認等）

第5条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該承認を受けたもずやん等のイラスト等の使用の目的、方法、期間又は態様を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認を受けようとする使用者は、大阪府もずやん等イラスト等使用変更承認申請書（様式第2号）に前条第2項の通知（以下「承認通知」という。）の写しを添えて、当該使用の1か月前までに知事に提出しなければならない。

3 使用者は、第3条第1項の承認を受けたもずやん等のイラスト等の使用を中止したときは、当該中止の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項の届出は、大阪府もずやん等イラスト等使用中止届出書（様式第3号）に承認通知の写しを添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

5 第3条第3項及び前条第1項から第3項までの規定は、第1項の変更の承認について準用する。

（使用基準等）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 イラスト等使用指針を遵守すること。

二 第3条第1項の承認（前条第1項の変更の承認を受けた場合は、当該承認。以下同じ。）によって生じる権利、義務その他法的地位（以下「権利等」という。）を使用者以外の者に譲渡又は承継しないこと。

三 第3条第1項の承認によって生じる権利等について、商標、意匠その他権利の登録の出願等を行わないこと。

四 第4条第2項の規定により知事から提供されたデータについて、使用者以外の者に提供し、譲渡し、貸与し、若しくは閲覧させ、又は、第3条第1項の承認の範囲を超えて使用しないこと。

五 第4条第2項の規定により知事から提供されたデータについて、適切な方法により保管すること。

六 もずやん等のイラスト等を使用したグッズ等に関し、当該グッズ等の配布、使用又は閲覧その他の用に供する際に、大阪府の行う大阪府広報紙府政だより、大阪府ホームページ、大阪府公式

フェイスブック、大阪府公式 X その他の媒体による広報に協力すること。

- 2 使用者は、第4条第2項の規定により知事から提供されたデータについて、当該使用後 10 日以内に、当該データを適正な方法により消去しなければならない。

(報告)

第7条 知事は、この要綱の施行に必要な範囲内において、使用者に対し、もずやん等のイラスト等の使用について、報告を求めることができる。

- 2 当該グッズ等について、有償にて配布、使用又は閲覧その他の用に供する使用者は、その販売数、売上金額等について知事から求めがあった場合は報告しなければならない。

(是正等の求め)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 一 使用者が、第4条第1項第1号又は第2号の基準に適合していないと認めるとき。
- 二 使用者が、第5条又は第6条の規定を遵守していないと認めるとき。
- 三 前条の報告の徴収の結果、知事が必要と認めるとき。
- 四 前条の報告の求めに正当な理由なく応じないとき。

(承認の取消し)

第9条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

- 一 第4条第1項第3号から第7号までの基準に適合しなくなったとき。
 - 二 前条の規定による知事の求めに正当な理由なく応じないとき。
 - 三 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- 2 知事は、前項の取消しをしたときは、その旨を当該取消しを受けた者に対して書面により通知するものとする。
 - 3 第1項の取消しを受けた者は、遅滞なく第4条第2項の規定により知事から提供されたデータを抹消しその旨、知事に書面により報告しなければならない。
 - 4 知事は、第1項の取消しをした場合であって、府民の利益を保護する必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第1項の取消しにより生じた損害について、知事、大阪府又はその職員（以下「知事等」という。）は、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第10条 第3条第1項の承認は、使用者に対し、商標権、意匠権その他使用者が独占してもずやん等のイラスト等を使用する権利等を付与するものではなく、また、使用者又はグッズ等を大阪府として推奨するものではない。

第11条 知事等は、この要綱による申請、届出、報告その他一切の事務等に係る経費及び役務を負担しない。

第12条 知事等は、使用者がもずやん等のイラスト等の使用によって使用者自らが受けた損害又は第三者に対して加えた損害について、その賠償の責めを負わない。

第13条 大阪府が実施するコンテスト等に関するもずやん等のイラスト等の取扱いについては、当該コンテスト等の応募要項その他知事が別に定める要領に定めるところによる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、もずやん等のイラスト等の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 22 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 3 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 21 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月22日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱の規定に基づき申請したもずやん等のイラスト等の使用については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 3 条第 2 項関係）

大阪府もずやん等イラスト等使用承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者
住所
商号又は名称
代表者等氏名
電話番号

大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱第 3 条第 1 項の承認を受けたいので、本要綱に同意し、関係書類を添えて申請します。

1 使用しようとするもずやん等のイラスト等について

使用しようとするもずやん等のイラスト等の種類、内容、その他の事項	
もずやん等のイラスト等を使用しようとするグッズ等の名称、種類、内容、数、販売方法、その他の事項	
もずやん等のイラスト等を使用しようとする期間	
グッズ等におけるもずやん等のイラスト等の使用の態様	

- ※グッズ等におけるもずやん等のイラスト等の使用の態様を具体的に示す写真、図面、その他の書類を添付すること。
- ※もずやん等のイラスト等を使用しようとするグッズ等が複数ある場合は、別紙に記載すること。
- ※その他参考資料がある場合は添付すること。
- ※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

2 申請者の概要

(1) 法人及び代表者等について

商号又は名称	
主たる事務所の住所	
連絡先	
代表者等の職氏名	
ホームページのURL等	

※申請者が大阪もずともに登録していない法人である場合は、定款、規約又は会則その他の書類を添付すること。

(2) 担当者

担当者の役職及び氏名	
連絡先	(所属名) (電話番号) (電子メール)
緊急連絡先	(電話番号) (電子メール)

※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

誓約事項

申請者（申請者が法人である場合にあってはその役員を含む。）が大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

※誓約する場合、□の中にレ点チェックを記入してください。 □

様式第2号（第5条第2項関係）

大阪府もずやん等イラスト等使用変更承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者等氏名

電話番号

大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱第5条第1項の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

使用しようとするもずやん等のイラスト等の種類、内容、その他の事項	
もずやん等のイラスト等を使用しようとするグッズ等の種類、内容、数、販売方法、その他の事項	
もずやん等のイラスト等を使用しようとする期間	
グッズ等におけるもずやん等のイラスト等の使用の態様	

※承認通知の写しのほか、グッズ等におけるもずやん等のイラスト等の使用の態様を具体的に示す写真、図面、その他の書類を添付すること。

※もずやん等のイラスト等を使用しようとするグッズ等が複数ある場合は、別紙に記載すること。

※その他参考資料がある場合は添付すること。

※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

様式第 3 号（第 5 条第 4 項関係）

大阪府もずやん等イラスト等使用中止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者

住所

商号又は名称

代表者等氏名

電話番号

大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイラスト等の使用に関する要綱第 3 条第 1 項の承認を受けたもずやん等のイラスト等の使用について、当該使用を中止したので、同規則第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり届出をします。

承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
中止の理由	
中止の年月日	年 月 日

※承認通知の写しを添付すること。